

I 計 画 の 概 要

1 計画の理念と目的

日本国憲法は「個人の尊厳と両性の本質的平等」を基本理念とし、性による差別をはじめあらゆる差別を禁止し、平和な社会の中で、自由で平等な生活を営む権利を保障しています。この理念は、性による差別禁止の原則を具体化した「女子差別撤廃条約」にも共通するものです。

また、男女共同参画社会基本法では「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念としています。

東大和市では、これらの基本理念とともに、平成17年3月に制定された「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」（以下「条例」という。）の第3条に掲げた6つの基本理念も視野に入れて、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とします。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、市が行う施策の基本的方向を明らかにしたものです。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」第8条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための個別計画です。
- (3) 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」や「東大和市総合計画『第二次基本構想（改訂）及び第四次基本計画』」を踏まえるとともに、国の「第5次男女共同参画基本計画」、市の「第三次基本構想」や関連する市の諸計画との整合を図りながら策定しています。
- (4) 本計画の『目標1 とともに個性と能力を発揮できる社会の実現』は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けています。
- (5) 本計画の『目標2 課題1 配偶者等からの暴力の防止』は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けています。
- (6) 本計画は、東大和市男女共同参画推進審議会の答申や、令和元年12月に実施した「東大和市男女共同参画推進に向けた市民意識調査」の結果、パブリックコメント等の実施結果を踏まえて策定しています。

3 計画の目標

男女共同参画を推進するため、計画に次の3つの「目標」を設定し、関係部署と連携を図りながら、総合的に施策を推進する。

1	ともに個性と能力を発揮できる社会の実現	(3 課題	24 事業)
2	互いの人権を尊重できる環境づくり	(3 課題	20 事業)
3	男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実	(3 課題	16 事業)
		9 課題	60 事業

4 計画の期間

令和3年度～令和12年度

5 施策の体系

目標	課題	施策の方向性
1 ともに個性と能力を発揮できる社会の実現 ※「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。	1 ワーク・ライフ・バランスを実現する子育て・介護支援	① 妊娠・出産・子育てに対する支援 ② 介護環境の整備・支援
	2 働く場における男女共同参画の推進	① 働き方改革・多様な働き方の実現 ② 女性の就業継続やキャリア形成支援
	3 地域活動・意思決定の場への男女共同参画の推進	① 地域活動への参画促進 ② 意思決定の場への参画促進
2 互いの人権を尊重できる環境づくり	1 配偶者等からの暴力の防止 ※「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。	① 暴力防止に向けた啓発 ② 相談と支援体制の充実
	2 配慮が必要な人への支援	① ひとり親家庭・外国籍市民への支援
	3 生涯を通じた健康支援と多様な性の尊重	① 生涯を通じた男女の健康支援 ② 性的少数者への理解促進
3 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実	1 男女平等の意識づくり	① 男女平等の意識づくり ② 男女共同参画に関する学習機会の提供
	2 男女平等に向けた教育の推進	① 教育の場における男女共同参画の推進
	3 計画の推進体制・進捗管理	① 庁内における男女共同参画の推進 ② 計画の推進・進捗管理

進捗管理

- (1) 男女共同参画推進計画の各施策に基づく具体的な事業の設定。
 - (2) 担当部署における具体的な事業の実行。
 - (3) 東大和市男女共同参画推進計画連絡会議による評価・検証、東大和市男女共同参画推進審議会による諮問に基づく答申。
 - (4) 年次報告書の作成、年次報告書の評価結果に基づく次年度の具体的な事業の検討。
- ※ 年度毎に(1)から(4)までを繰り返しながら、PDCAサイクルで計画の進捗管理を行う。